

9.11 選挙結果におもう

おうみ なおと
逢見 直人 連合・副事務局長

9月11日に行われた衆議院選挙結果は、小泉首相率いる自民党の圧勝であった。この選挙の結果、自民党は296議席、公明党を含めた与党は327議席を占め、衆議院の議席の3分の2を超える勢力となった。この地滑り的な選挙結果には、今後いろいろな分析がなされるだろうが、私が疑問に思ったのは、自民党幹部が、「郵政民営化の是非を問う国民投票」であると発言したことである。これは郵政民営化を擬制的な直接民主制によって選択させたということの意味している。

そもそも国家の意思決定の手法としては、国民の中から選ばれた代表によって行われる方法と、国民の直接的な意思表示によって行われる方法とがある。前者は「代表民主制」「間接民主制」「議会制」「代議制」などと呼ばれ、後者は「直接民主制」と呼ばれている。現代国家は「代表民主制」を採用しているが、その理由としては「多くの国民は、諸種の国政問題を判断し、処理するだけの政治的素養と時間的余裕をもたないから、直接民主制を高度に実現するのは妥当でない。しかし、国民は、国政をみずから決することはできなくても、国政を担当するに適した者を選出する能力はある。」(清宮四郎『憲法 [新版]』)からと説明される。

今回の選挙で郵政民営化法案を完全に理解して、投票した人は果たしてどれだけいたろうか。もちろん、代表民主制の下であっても、国民投票制度というのはある。しかし、それは憲法に規定された手続によるものでなければならない。

憲法に規定されていない国民投票(プレジビット)という形の「直接民主主義」は、政治操作にたけた人の手にかかったら難なく操作できるため、危険であるとされている。フランスでは、ナポレオン・ボナパルトによる第一帝政期、ルイ・ナポレオンによる第二帝政期に、国民投票を通じ、形式的には人民に直接依拠しながら強権を発動するかたちでの統治が行われた経験(ボナパルティズム)から、プレジビットを強く警戒してきた歴史がある。プレジビットとなる指標の1つとして、「ひとりの人間への信任の表明と、この人物の行為についての承認という二重の決定」(杉原泰雄編「講座・憲法学の基礎」)というのがあるが、もし、この選挙が、そのような白紙委任的な選択であったとしたら、民主主義の崩壊につながる行為である。

われわれが、選挙で選ぶ選良は、何が賢明な政治決定かを判断する大きな自由が与えられていなければならない。自分が出した法案に反対したという理由で、その人の政治行動を奪ってはならないはずだ。

ところで、この選挙を擬制的国民投票と考えたと、郵政民営化法案は国民に支持されたのだろうか。小選挙区の投票結果から自民、公明に投票した人を「郵政民営化賛成」、それ以外の投票を「郵政民営化反対」と数えると、意外にも、反対票が賛成票を上回るという結果になる。これからは3分の2の議席を得た巨大与党への国民の監視が重要になってくる。